

生徒・保護者と教職員間のメール・SNS等の使用に係る規程

県立高田農業高等学校

1 教職員と生徒との携帯電話での通話及びメール・SNS等の使用について

(1) 携帯電話での連絡について

- ① 生徒へ連絡は、生徒宅の固定電話か、保護者の携帯電話に行うこと。
緊急の場合*を除き、生徒の携帯電話に連絡をしないこと。
- ② 生徒から学校への連絡は、学校の固定電話に連絡するよう指導する。

※ 緊急の場合とは、

- ア 学校が生徒に対し緊急の連絡を必要とする場合
- イ 学校が早急に生徒の居場所等を特定する必要がある場合
- ウ 生徒の安全・人命等に影響を及ぼす虞がある場合
- エ その他、これらに類する事由があると判断する場合

(2) メール・SNS等での連絡について

- ① 教職員と生徒の間でメール・SNS等を使用は、教育活動（部活動・行事指導等）で、関係徒全員に関わる場合に限ることとし、個人的な指導や私的なやりとりについては一切行わない。
- ② 教育活動で全員に関わる場合であっても、保護者から誤解を受けないように努めること。また、その内容については複数の教職員がチェックできるようにし、情報の共有化と透明化に努める。
- ③ 教職員は、事前にメールアドレス等を把握する生徒の範囲と使用目的を管理職に届け出ること。

2 生徒との面談や相談等の実施方法について

- ① 生徒との面談や相談等は、電話（携帯電話を含む）やメール・SNS等を使用して行わないこと。
- ② 面談や相談等は、原則として校内又は、保護者在宅時の生徒宅で実施すること。
- ③ 面談や相談等を実施する場合は、個人で対応せず、組織的に対応し、教職員間で情報を共有し透明性を高めること。
特に、突発的な個人面談や相談等については、教職員間の報告・連絡・相談を密にし、個人で対応しないこと。
- ④ やむを得ず、1対1で実施する場合は、実施する部屋の窓や扉を開けるなど疑義を受けない配慮をする。
- ⑤ 教職員は、生徒からメール・SNS等で相談があった場合、管理職に報告した上で、組織的に対応するようにする。

3 その他

上記の規程では対応が困難な場合は、事前に管理職の許可を得て対応すること。

(附則) この規程は、令和3年11月12日より実施する